

新	旧
<p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">           厚生省発医第117号            昭和54年7月27日  <u>最終改正厚生労働省発医政第号</u>  <u>令和元年 月 日</u> </span> </p> <p style="text-align: center;">医療施設等設備整備費補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する設備の整備事業（(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第1項第1号から第3号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号から第3号までにに基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) へき地巡回診療車（船）整備事業  「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。  ア 都道府県が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車及び巡回診療船の整備事業  イ 社会福祉法人恩賜財団済生会が行う巡回診療船の整備事業（ただし、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。）  ウ 次に掲げる者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車及び巡回診療船の整備事業に対して都道府県が補助する事業  (ア)市町村等(イ)日本赤十字社(ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、イに掲げる場合を除く。）(エ)全国厚生農業協同組合連合会(オ)社会福祉法人北海道社会事業協会  エ 都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院又は要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車及び巡回診療船の整備事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(4)～(9) (略)</p>	<p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">           厚生省発医第117号            昭和54年7月27日  <u>最終改正厚生労働省発医政1007第3号</u>  <u>令和7年10月7日</u> </span> </p> <p style="text-align: center;">医療施設等設備整備費補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する設備の整備事業（(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、<u>(22)</u>、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第1項第1号から第3号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号から第3号までにに基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) へき地巡回診療車（船）整備事業  「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。  ア 都道府県が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び<u>歯科巡回診療車</u>の整備事業  イ 社会福祉法人恩賜財団済生会が行う巡回診療船の整備事業（ただし、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。）  ウ 次に掲げる者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び<u>歯科巡回診療車</u>の整備事業に対して都道府県が補助する事業  (ア)市町村等(イ)日本赤十字社(ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、イに掲げる場合を除く。）(エ)全国厚生農業協同組合連合会(オ)社会福祉法人北海道社会事業協会  エ 都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院又は要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び<u>歯科巡回診療車</u>の整備事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(4)～(9) (略)</p>

新	旧
<p>(10) 遠隔医療設備整備事業 平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う遠隔医療設備整備事業 イ 市町村等及び厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設等が行う遠隔医療設備整備事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p><u>削除</u></p> <p>(14) 分娩取扱施設設備整備事業 (略)</p> <p>(15) ICT を活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業 (略)</p> <p>(16) 解剖・死亡時画像診断等設備整備事業 (略)</p> <p>(17) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業 (略)</p> <p>(18) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業 平成31年2月13日医政発0213第10号厚生労働省医政局長通知「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について」に基づき実施す</p>	<p>(10) 遠隔医療設備整備事業 平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う遠隔医療設備整備事業 イ 市町村等、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p><u>(14) 産科医療機関設備整備事業</u> <u>平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。</u> <u>ア 都道府県が行う産科医療機関設備整備事業</u> <u>イ 次に掲げる者が行う産科医療機関設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業</u> <u>(ア)市町村等(イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会</u> <u>(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会</u> <u>(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者</u></p> <p>(15) 分娩取扱施設設備整備事業 (略)</p> <p>(16) ICT を活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業 (略)</p> <p>(17) 解剖・死亡時画像診断等設備整備事業 (略)</p> <p>(18) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業 (略)</p> <p>(19) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業 平成31年2月13日医政発0213第10号厚生労働省医政局長通知「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について」に基づき実施する次</p>

新	旧
<p>る次の事業とする。</p> <p>ア 都道府県が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業</p> <p>イ 市町村、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設並びに上記通知で定めた指定訪問看護事業者及び薬局が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(19) 遠隔 ICU 体制整備促進事業 (略)</p> <p>(20) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業） (略)</p> <p>(21) 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次の（１）から（６）により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(１) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</p> <p>(１)～(13) (略)</p> <p><u>削除</u></p> <p>(14) ア 都道府県が行う分娩取扱施設設備整備事業</p> <p>(15) ア 都道府県が行う ICT を活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業</p> <p>(16) ア 都道府県が行う解剖・死亡時画像診断等設備整備事業</p> <p>(17) ア 都道府県が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業</p> <p>(18) ア 都道府県が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業</p> <p>(19) ア 都道府県が行う遠隔 ICU 体制整備促進事業</p> <p>(20) ア 都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）</p> <p>(21) ア 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承</p>	<p>の事業とする。</p> <p>ア 都道府県が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業</p> <p>イ 市町村、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(20) 遠隔 ICU 体制整備促進事業 (略)</p> <p>(21) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業） (略)</p> <p>(22) 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次の（１）から（６）により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(１) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</p> <p>(１)～(13) (略)</p> <p><u>(14) ア 都道府県が行う産科医療機関設備整備事業</u></p> <p>(15) ア 都道府県が行う分娩取扱施設設備整備事業</p> <p>(16) ア 都道府県が行う ICT を活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業</p> <p>(17) ア 都道府県が行う解剖・死亡時画像診断等設備整備事業</p> <p>(18) ア 都道府県が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業</p> <p>(19) ア 都道府県が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業</p> <p>(20) ア 都道府県が行う遠隔 ICU 体制整備促進事業</p> <p>(21) ア 都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）</p> <p>(22) ア 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承</p>

新	旧
<p>継・開業支援事業 ア、イ (略)</p> <p>(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (2) ~ (9) (略)</p> <p>(20) イ 病院、診療所の開設者が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）に対し、都道府県が補助する事業 ア、イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (1) ~ (12) (略)</p> <p><u>削除</u></p> <p>(14) イ 都道府県が補助する分娩取扱施設設備整備事業 (15) イ 厚生労働大臣が適当と認める者が行う ICT を活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業に対して都道府県が補助する事業 (16) イ 都道府県が補助する解剖・死亡時画像診断等設備整備事業 (17) イ 都道府県が補助する実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業 (18) イ 都道府県が補助する在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業 (19) イ 都道府県が補助する遠隔 ICU 体制整備促進事業 ア、イ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (21) イ 都道府県が補助する重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 ア、イ (略)</p>	<p>継・開業支援事業 ア、イ (略)</p> <p>(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (2) ~ (9) (略)</p> <p>(21) イ 病院、診療所の開設者が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）に対し、都道府県が補助する事業 ア、イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (1) ~ (12) (略)</p> <p><u>(14) イ 都道府県が補助する産科医療機関設備整備事業</u> (15) イ 都道府県が補助する分娩取扱施設設備整備事業 (16) イ 厚生労働大臣が適当と認める者が行う ICT を活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業に対して都道府県が補助する事業 (17) イ 都道府県が補助する解剖・死亡時画像診断等設備整備事業 (18) イ 都道府県が補助する実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業 (19) イ 都道府県が補助する在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業 (20) イ 都道府県が補助する遠隔 ICU 体制整備促進事業 ア、イ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (22) イ 都道府県が補助する重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 ア、イ (略)</p>

新						旧					
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額
(略)						(略)					
へき地巡回診療車(船)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地巡回診療車(船)	(略)	(略)	(略)	2分の1	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)				
	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)				
	削除	削除	削除	削除	削除		歯科巡回診療用自動車及び診療車に積載する歯科医療機械器具購入費 (例) 歯科用ユニット、デジタルX線装置、オートクレーブ、歯科用コンプレッサー、その他診療に必要な機械器具 <u>1台当たり</u> <u>20,000千円</u>	二			
(略)						(略)					
削除	削除	削除	削除	削除	削除	産科医療機関設備	医療機器整備費	<u>1か所当たり</u> <u>17,035千円</u>	産科医療機関として必要な医療機器購入費	2分の1	二

新	旧
5～13 (略) 第1～5号様式 (略)	5～13 (略) 第1～5号様式 (略)